

## 犬猫不妊・去勢手術費補助事業について

石垣市では、犬や猫の無秩序な繁殖を抑制することで周囲に対する危害及び迷惑を防止するとともに、動物愛護とその管理についての意識の向上を図ることを目的として「石垣市まちづくり支援寄付金」を活用した不妊・去勢手術費の一部補助を行なう事業を今年度より実施しています。

補助金の申請にあたっては「石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱」に基づいた申請が必要となります。申請期間や申請方法、遵守事項等詳しい内容については、石垣市環境課のホームページをご覧ください。環境課自然環境係（82-1285）までお問い合わせ下さい。

### 「石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱」の概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住の石垣市民(住民基本台帳に記録されている方)</li> <li>・市税等を滞納していないこと</li> <li>・1世帯につき犬猫あわせて2頭まで</li> </ul>
対象犬猫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の場合は、石垣市において狂犬病予防法による登録及び申請日からさかのぼって1年以内に狂犬病予防注射済票の交付を受けていること</li> <li>・市内で保護した飼い主のいない猫</li> <li>・市内の飼い猫（遵守事項等あり）</li> </ul> <p>※動物取扱業を営む方が営利目的として飼育している犬猫は対象外</p>
補助額	<p>手術にかかった費用の1/2（ただし、上限10,000円）</p> <p>※100円未満切捨て</p>
申請窓口	<p>石垣市役所 環境課 TEL：0980-82-1285</p> <p>※協力病院から経由して申請していただくことも可能です。</p>
その他	<p>平成31年3月2日から平成31年3月31日までに手術を受けた飼い犬 飼い猫については沖縄県獣医師会の助成事業があります。</p> <p>詳細については、獣医師会（098-853-8001）へご確認いただくか 環境課や動物病院に設置している獣医師会のチラシをご確認ください。</p>

## 農業者年金制度についてのお知らせ

### 1. 農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

### 2. 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、いつでも見直せます。

### 3. 税制面で大きな優遇措置があります

- ・支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。（支払った保険料の15%～30%程度の節税）
- ・農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益（保険料の運用益）は非課税です。

### 4. 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

### 5. 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給されます。

### 6. 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

#### 【お問い合わせ】

石垣市農業委員会 ☎ 82-1563

JAおきなわ八重山地区本部 ☎ 82-2005

独立行政法人農業者年金基金

☎ 03-3502-3199（相談員）

☎ 03-3502-3942（企画調整室）